

資金運用規程

社会福祉法人米原市社会福祉協議会 資金運用規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第37条及び経理規程第42条に基づき、本会の資金運用の指針、手続等について定め、資金の安全確実かつ効率的な運用に資することを目的とする。

(基本原則)

第2条 本会の資金運用については、以下の基本原則に則り、これを行う。

(1) 資産構成

運用する資産の構成は、流動性、健全性が確保され、総体的に収益性に優れたものとなるように努める。

(2) 法令遵守

業務遂行にあたり、関係法令等を遵守し、適切な運営を行う。

(3) リスク対応

運用する資産について、個別に、また総体としてのリスク把握に努め、その適切な対応を図る。

(資金運用責任者)

第3条 資金運用責任者は、経理規程第9条に規定する会計責任者とする。

2 資金運用責任者は、本会の資金運用に係る計画、売買の決定、報告を業務とする。

3 資金運用における金融資産の売買については資金運用責任者が行い、売買に係る出納については、会計職員が行う。

(運用手続)

第4条 資金運用責任者は、理事会の定める方法により、運用をはかるものとする。

ただし、日常的な管理として理事会が定めるものについては、会長と協議の上決定し、これを理事会に報告する。

(運用指針)

第5条 資金の運用に当たっては、次に掲げる運用の3原則に十分留意し、金融商品の種類、金融機関又は発行体、運用機関等を勘案し、分散運用を図る。

(1) 流動性

(2) 健全性

(3) 収益性

(運用計画、検証)

第6条 資金運用責任者は、会長の同意のもと、当該年度の基本的な運用計画を当該年度開

始前に作成し、理事会の承認を得るものとする。

- 2 作成した運用計画に則り、毎月定期的に月次の運用状況を資金運用責任者が検証し、その結果を会長に報告する。
- 3 会長は前項の規定による報告等を踏まえ、少なくとも年1回は運用状況を理事会に報告する。

(運用対象)

第7条 運用対象とする有価証券等は、原則的に元本回収の確実性を鑑み、以下のとおりとする。

ア 預貯金

イ 国債

2 前項の規定にかかわらず、理事会が特に認めた場合は、前項に掲げる運用対象以外の商品に運用することができる。

(保有限度)

第8条 運用対象資産中、有価証券の保有限度は、実勢価額下落に伴う損失拡大を防止するため、純資産に基づく最大リスク量を勘案した額を、対象資産毎に理事会の議決を経て事前に定める。

(損失限度)

第9条 損失限度については、当期利益等を勘案した経営体力に基づき、理事会の議決を経て事前にこれを定める。

これに抵触した場合には、資金運用責任者は理事会に報告し、理事会において対応を決定する。

ただし、やむを得ない理由により、理事会において対応を決定できない場合は、第10条の規定により対応する。

(緊急時対応)

第10条 地震、洪水等自然災害、テロ、システムダウン等により、運用資産の価額に大きな影響を与える事態が発生した場合には、資金運用責任者は直ちに会長と対応を協議する。

2 会長との連絡が不能の場合には、資金運用責任者が担当役員等関係部署、関係者等と協議し、リスクの軽減を図る。

3 前2項の規定により対応を行った場合は、遅滞なくその結果を理事会に報告すること。

(不祥事対応)

第11条 不祥事件が発生した場合には、資金運用責任者は直ちに理事会に報告する。

(その他)

第12条 この規定に定めるもののほか、資金運用に関し必要な事項は理事会において別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。